

はじめに

全国教常任委員の荒木です。

本研究大会の議長団を代表して、議長総括をいたします。

「人権をやまさど、まちかどのかがやきに」の地元テーマに、部落解放への熱い思

いを胸に、全国から二万五千名の参集を得て、三日間の熱心な討論を今、静かに終えようとしています。

研究大会をここ徳島で開催していただきには、第九回大会以来、実に三七年ぶりの事です。

また、地元徳島では、全国教結成にさかのばること三年、一九五〇年に同和教育研究会が結成され、県内すべての学校での同

和教育の実施をめざし「同和教育カリキュラム」「読本」の刊行など、はやくから同和教育の振興に努められてきました。

一九五四年には「四国はひとつ」の合言葉のもとに、四国地区同和教育研究協議会が結成されました。その発祥の地もここ

徳島でした。

このように、徳島の同和教育は古い歴史と伝統に培われ、今日に至っています。

地元徳島の実践の作風のひとつとして、学校教育に偏らず古くから社会教育における同和教育にも取り組み、女性団体や青年団体を中心幅広く組織され多くの成果を上げてこられました。

二つ目の作風として、一部の人たちが、先鋭的、個人的に取り組むのではなく、「みんなで取り組む同和教育」「一人の百歩前進より百人の一步前進」を第九回研究大会のスローガンに掲げていますように、誰でも幅広く取り組めるようすすめられてきました。

このような「ゆるやかで誰でも取り組める」作風のため、一時期他府県から「融和的」との批判を浴びることもありましたが、

今日においては、全国の仲間から、差別の現実から深学ぶ実践内容や層の厚さにおいて、高く評価されています。

さらに教訓とされてきた作風は、第九回研究大会に初めて採用された一八学級による公開授業にもとづく研究大会開催でした。今、考えてみますに、子どもを中心にして、そうした実践の輝きに感動を受けます。このように日常の授業を重視する作風は今まで當々と続けています。

全国教常任委員

荒木 康雄

人間のぬくもりと尊厳のかがやきに 貫かれた同和教育の発展を！



第46回大会議長総括

全体学習・輝ける日々

これらの作風は、地元板野中学校の森口さんの特別報告にも受け継がれています。

それは差別意識を植えつけられてきた教師が、同和教育への研究も研修も不十分な

かな「出会い」と学びを通しての「変革」がありました。

10

板野中学校では、最初の時間、一（一）のクラスが思いを込めて部落問題学習をし、その授業を他のすべてのクラスが参考します。そして、次の時間に学年全体で部落問題に寄せる思いを語り合います。そんな授業を学年全体でつくるという全体学習の取り組みがおこなわれています。この全体学習の取り組みがおこなわれるようになつたいきさつを森口さんは次のように語られています。

今まで教壇に立ち、自分の学級だけでその表面的な価値観を押しつけてきた授業であり、自らの差別意識を「まかした教師が「差別はいけません」と言い聞かせやお説教をしてきた授業であった。また、その授業の大半は、部落差別の現実が示された資料を読んで感想を言わせるだけの授業であり、決まり切つたことしか語れない状況でしらけきった生徒たちに感想を書かせて終わつ

かでて私に、自分が身をさらしに出でない
「う」
丑松教師でした。いつも部落差別にび
びくしながら生きてきました。しかし、
九七一年、大阪の読本「にんげん」詩「
るさと」の授業のなかで、初めて部落問
いにふれた時、生徒と共に、私自身、部落
放に目ざめていった経験と、森口さんの
告と重なります。

中学生になれば自分の気持ちを発言したがらないという認識が、私たち教師集団の中についた。しかし、全体学習という取り組みによって、生徒の本当の思いは語られていった。

識を「まかして、教師に評価される内容をひたすら書き続けた生徒の姿があった。そんな取り組みが本音と建てて前をうまく使い分け、部落に生まれたことを悲しくつらいことしかとらえられず、部落の人た

を出して、部落問題学習の授業の実践を一
びかけたいと思います。

るがっていきます。

この実践からも徳島の中でつみあげられてきた確かさがよみとれます。同和教育を特別なもの、一部の人のものにしないためにも、私たちはこうした作風に学び合いた

全体学習に取り組むまでの授業は、私たち教師自身がその本心を生徒たちに語り切っていていなかつた。だから、生徒たちも本当に自分の思いをクラスの仲間に語ることがなかつた。

ちに対する同情心のみをかりたててきただ。そして、その中で息をひそめ、顔さえあげることができない部落の生徒たちは、無気力にさせられてきた。板野中学校では、こ

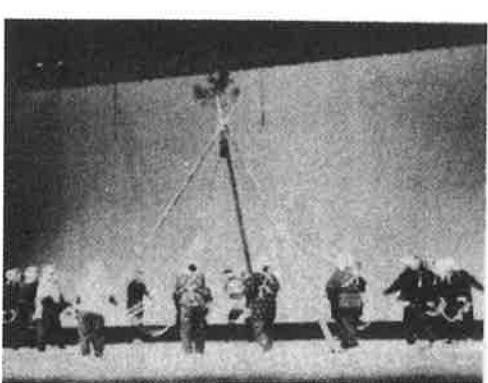
ひとつのクラスの授業実践が学年のワ
人間解放の喜びを

生徒たちは空氣を吸うがここぞ差別を吸収し、その中で苦しみ揺れでいる。しかし同和教育の中身はそんな現実を乗り越えていくものになつていなかつた。

と分析した。全体学習はこのような現実を乗り越えるための実践であつたように思つ

島市と鳴門市の二ヶ所に分かれ催されます。徳島市文化センターでは、部落の女たちが、男衆がイカダ流しの仕事をして見る間、五十キロもある石に綱をかけ、こ

人間解放の喜びをうたつた当夜祭



読劇で語つていただきました。そのあと、

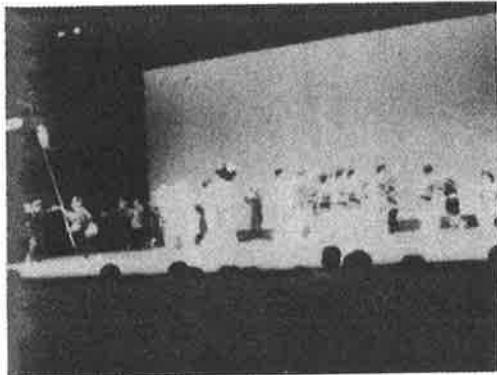
フォークソング「識字のおばちゃん」、祭

りばやし「祇園斬」が紹介されました。

二部では、八十八才の「お鯉さん」のすばらしい声で郷土の歌が紹介され、最後は、参加者も加わって阿波踊りを満喫させていただきました。

鳴門会館のオープニングは、人形淨瑠璃で始まりました。民衆の伝統芸能が、若い高校生たちの中に生きていることに、胸があたたかくふくらみました。続いて、被差別の状況に負けないで、新しい生き方を切り拓きつつある中学生の意見発表、保存会の皆さんによる解放の「しし舞」、そのあと、生きること、働くことと深く結びついている鳴門の文化が、スライドによって紹介され、最後は、一九一八年に、鳴門のドイツ兵の捕虜収容所で始まったとい、ベートーベン第九交響曲の「歓喜のうた」、よろこびのうた、「人間解放のよろこび」を、百人の大合唱で、高らかにうたい上げて幕を閉じました。

一公場とも地元関係者の部落解放への熱い思いと、四六回大会をあたたかく迎えてくださる地元の皆さんの友情がびん／＼伝わる感動的な一夜をすごさせていただきました。あらためて感謝いたします。



特別部会の感動

特別部会の第一講座では、部落解放研究所の友永健一さんから、あと二年にせまつた「地対財特法」の法切れ後の、部落問題の根本的な解決をめざすためには、どうして、企業・労働組合・宗教団体・学校等で憲章や宣言の採択にぜひ取り組むよう呼びかけられました。私たちは今まで以上に地域での草の根運動をすすめていきたいと思います。

第二講座では在日朝鮮人の詩人、金

時鐘さんが、かつて日本が朝鮮半島の人々に対して、民族のはこりや、伝統を奪いさるうとした、数々の残忍なおこない、今日においても、チマ・チョゴリ事件に象徴される在日朝鮮人に對する差別が日常的におこなわれている実態を、金さん自身の体験をまじえ、こみ上げる怒りを必死に抑えながら語られました。

なかでも、連帯すべき部落の人たちの中にも在日朝鮮人に對する差別があることを指摘されました。このことは反差別をたたかうすべての人々のさらなる自覚がせまられたといえます。

このことを重く受けとめたいと思います。

南アの三四〇年に及ぶ白人支配の思想や考え方

考案方は、当時、日本にも福沢諭吉の學問論へと引き継がれ、中国・朝鮮支配へとつながっていく。その考え方方が、今も、我々の体にしみついています。それが、白人支配を支える「名譽白人」となった日本・日本

本人の姿でした。南アは遠い国の話ではなく、南アのようないい犯罪とも言うべき

「人権」のとらえ方が、今、我々の国の中で多くの不登校の子どもや、自殺を生み出していくことになっています。

この現実を変えていくためにも「他者や世界」を身近に感じながら生きる環境を作

る必要があります。「他者や世界」が迫つてこないのは、「知らない」からであつて、それは、「勉強していない」からなのです。

ここに集まつたみなさんで、その内容を豊かに創造してほしいと願つています。と

アパルトヘイトはその具体的な例であります。その闘いの中で学んだものは、人間の尊厳を求める、人間として生きることに目覚めることであり、その思想が、「君は君のままでいい」そして、「今は、明日への途中ではない」最後に「生きていていい」というものです。この哲学とも呼べる考え方は、「人権と共生の世紀」といわれる今こそ、具体的にその内実を高めることが必要です。

第三講座は、日本アパルトヘイト委員会の楠原彰さんからの報告でした。子どもたちが、今、「他者と世界」を奪われています。それは「希望とエネルギー」を奪われている 것입니다。南アフリカの



第四講座は「子どもの人権連」代表の永井憲さんの報告でした。今年五月批准された「子どもの権利条約」の歴史的的理念と、今日、日本の教育課題となっている、「何をどうしていいのかわからない」「自分で物事をつくる発想が生まれない」「やりとげる自信と責任がない」といった子どもたちの姿があります。

この子どもたちに自分を含めた人間を「人間」として認めていく考え方が実現されなければならない。その大きな支柱となるものがこの権利条約である。との提起がありました。

第五講座の講師は作家の落合恵子さんで、本年は国際家族年に設定されていました。その最大の目的は、激変している家族

関係のなかで、最も弱い立場にある子どもや、女性、高齢者や障害者の人権を守つていくことです。もちろんその際には、「国連が採択した「子どもの権利条約」や「女性差別撤廃条約」などの国際基準が最低限の基準になります。

落合さんは、ご本人の体験や、著書を通して知り合った人々の手紙などを通じて、日本の家族イデオロギー、血縁主義は往々にして、「血を同じくしない」者を切り捨て、差別することがあること。今こそ、私たちは、同じ時代と社会を共有するもの同士として、血縁を超えた、「結びあう縁の結縁の社会」を、伸びやかに創造する時代を迎えていました。

又、その社会の基本になるのは、粉れも

なく、ひとりひとりの「個」であり、人権であると話して下さいました。

落合さんの語られた、自分を豊かに生きるために、「何かを始めるのに、おすぎすぎだ」ところがすり切れで読めなくなつたので、季節はない」を、私たちの生き方の中に生きかし、具現化していきたいものです。

第六講座の講師は、死刑台からの生還者として死刑廃止運動・冤罪との闘いを続ける、免田栄さんでした。免田さん自身が三五年間にわたる闘いのうち、無罪判決記録映画『免田栄・獄中の生』を勝ちとられた、不撓不屈の闘いを語られました。

その免田さんから、狹山事件の石川一雄さんに対する支援を訴えられました。ついに獄中三回目の冬を迎えてしまった、石川一雄さんからメッセージが届いています。その中に「私が悲観的に萎縮して居れば支援者達に裁判闘争以外の事まで心配されることになるからです」という心遣いがあります。

私は寺澤委員長と共に二五回の奈良大会以来、一二年間にわたりて千葉刑務所へ面会を続けてまいりました。

最後に三百強調したいことがあります。ひとつは、同和教育が、すべての学校園で実践されていない課題についてであります。

その主な原因として、同和教育を特別な教育と、とらえていたからと考えられます。総務省の意識調査にもあるように、義務教

一歩も早い「低学力」の克服を

なく、ひとりひとりの「個」であり、人権いつも激励に行きながら逆にはげまされ、て帰つてきました。こんなことがあります。

いつも激励に行きながら逆にはげまされ、て帰つてきました。こんなことがあります。

獄中にさしいれた国語辞典の、頁をくるところがすり切れで読めなくなつたので、できれば、新しい辞書をさし入れてほしいと、言わされたことがあります。たつた一人で文字をとりもどすたたかいにあれ、胸があつくなつたことを思い出します。部

落差別によってうばわれた文字を、再審のたたかいのためにたつた一人で、とりかえしてきたわけですが、差別にうばわれた青春は、とりもどせないわけです。そうしたことを思いながら、免田さんのお話をうかがいました。無笑の人には、「獄中の生」を強いてきたものに対するいかりを感じずにはおれません。

以上特別部会の六つの講座について簡単にお紹介させていただきました。教育は感動です。六人の講師により、それぞれのお立場から私たちの感性と理性を鋭く刺激して下さいました。この感動と勇気を家庭へ、職場へ、地域の人びとへ伝えることを誓い合いたいと思います。

大 会 ア ピ ー ル

第四十六回全国同和教育研究大会は、全国から二万五千名のなかまの結集により、徳島の地で開催された。

「同対審」答申三十年、「同対法」施行二十五周年の今も、差別は実態と意識の中に依然として存在している。

私たちは、同和教育をすべての人びとのものとするために、「人権をやまととまちかどのかがやきに」と呼びかけ、部落差別をはじめ一切の差別をなくしていく、教育内容の創造を、事実と実践を通した交流によつて確かめあつた。

それはまさに、人権教育の内実を整え、人権教育の具体像を示していく営みであった。

部落差別は、人間の尊厳に対する犯罪である。

人間解放の高い理想をかかげ、かたい決意をもつて、

同和教育を発展させ、人権と共に世紀を拓こう。

あらゆる差別の根絶をはかり、憲法の理念を実現するために、「人種差別撤廃条約」の批准と、部落を解放する「基本法」の制定を、私たちは強く要求する。

差別に対する怒りと、人間に對する愛を、さらに燃やして、第四十七回三重大会に向かおう。

一九九四年十一月二十八日

第四十六回全国同和教育研究大会

さ い ご に

最後に、本大会を契機に、同和教育が全ての人々のものとなり、部落差別をはじめ一切の差別をなくす営みが進展し、来る一世紀が、「人権と共に世紀」として、「やまととや、まちかどのすみずみまで、かがやくように」していきたいと思ひます。

本大会成功に向け、尽力いただいた、地元関係者の皆さん大変ありがとうございました。大会参加者の全員の皆さん、共に学び、交流しあったことを各地へもち帰り、明日からの実践に生かしていきましょう。再び三重で会いましょう。

以上で議長総括を終わります。

育での同和教育について、「積極的におこなうべき」が、ほんの一五・三%しかないことからしても明らかです。いずれにしても、「自分たちには関係ない」とする、どちら方が大きく影響していると考えられます。私たちは、同和教育は特別な教育ではなく、部落差別を解消し、人権の確立を願う人々によって、毎年にわたって取り組まれてきた、眞実で魅力にあふれた教育であることを広く認識を深めていくことが大切です。

日本の教育のまん中に、「同和教育は位置するものです。これまでの同和教育の歴史が示すように、反差別・人権確立の課題を最も具体的に取り組んできた教育運動でありました。そのことを、今、改めて確認したいと思います。

二点目は、「進路保障は同和教育の総和」

といわれて久しいですが、その取り組みが充分成果を上げているとは言えません。いわゆる「一八才の壁」という問題が提起されています。それは、地区外との格差が固め化している高校進学率、一倍を越える高校中退率、著しい格差の大学進学率をみれば明らかです。

同和教育の取り組みの形骸化・空洞化が指摘されていますが、一日もはやい「低学力」の克服を呼びかけます。

本年は、「同対審答申」が出されて三十一年目、「同和対策事業特別措置法」制定五周年に当たります。また、「地対財特法」の期限があと二年とせまっています。この時期に、これまでの成果と残された課題を明らかにし、部落問題の根本的かつ速やかな解決を目指した、「基本法」の制定を求める運動を、積極的に進めなければなりません。